

家畜の飼養衛生管理状況等に関する
定期報告書の提出をお願いします

●年1回の報告義務があります

家畜伝染病予防法により、家畜を飼養している全ての方に、飼養頭羽数や飼養衛生管理状況などについて、都道府県知事あてに報告することが義務づけられています。平成30年2月1日時点の状況を報告して下さい。

●対象となる家畜の種類と報告の締め切り日

家畜の種類	締め切り日
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし	4月15日
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）	6月15日

●報告内容と必要書類

郵送又は巡回等でお渡しします！

- | | |
|---|--|
| <p>1 基本情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜所有者の住所、氏名 家畜の種類、頭羽数 畜舎等の数 <p>2 飼養衛生管理基準の遵守状況※
(チェックシート)</p> | <p>3 添付書類※</p> <ul style="list-style-type: none"> 農場平面図（衛生管理区域・消毒設備の設置箇所を明記） 必要のない者の立入制限措置 消毒設備の種類 畜舎ごとの家畜の飼養密度 埋却地、焼却等の確保状況 (大規模所有者のみ) 担当獣医師名 連絡先、通報ルールの写し |
|---|--|



※次の頭羽数に該当する方は、2・3は不要です。
 牛・水牛・馬：1頭のみ
 鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし：6頭未満
 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥：100羽未満、だちょう：10羽未満



京都府中丹家畜保健衛生所
 〒620-0954 福知山市字半田371-2
 TEL：0773-25-1860（夜間・休日もつながります）
 FAX：0773-25-1861